労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特例対象会社） **第五十条の二**　法第五十八条の四第九項又は第五十八条の七第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。 一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社 ［イ・ロ　略］ 二　［略］ ［2～4　略］	（特例対象会社） **第五十条の二**　［同上］ 一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社 ［イ・ロ　同上］ 二　［同上］ ［2～4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月十九日）から施行する。

○内閣府令・農林水産省令第九号

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（令和二年法律第五十七号）の施行に伴い、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年六月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　江藤　拓

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特例対象会社） **第四十四条**　法第十一条の六十七第四項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農業協同組合連合会の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。 一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この号において同じ。）であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社 ［イ・ロ　略］ 二　［略］ ［2～4　略］	（特例対象会社） **第四十四条**　［同上］ 一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この号において同じ。）であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社 ［イ・ロ　同上］ 二　［同上］ ［2～4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特例対象会社） **第三十七条**　法第八十七条の四第四項（法第百条第一項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の主務省令	（特例対象会社） **第三十七条**　［同上］